世羅町耐震改修促進計画

令和４年３月

世　羅　町

目　　次

第１章　計画の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１節　計画策定の背景
　第２節　計画の目的と位置付け等
　第３節　計画期間と対象建築物

第２章　耐震診断及び耐震改修の現状と目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
　第１節　世羅町の建築物立地特性
　第２節　想定される地震の規模、被害の状況
　第３節　耐震化の状況と目標設定

第３章　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策　・・・・・・・・・・・・・・・　13
　第１節　基本的な取り組み方針
　第２節　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第４章　その他の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項　・・・・・・・・・・・・・　21
　第１節　関係機関・団体等との連携
　第２節　その他

第１章　計画の概要

第１節　計画策定の背景

平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災では、死者 6,434 人と多くの尊い命が奪われた。このうち、地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、その約９割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

この教訓を踏まえ、平成７年 10 月には、旧耐震基準による建築物について、新耐震基準と同等の耐震性を有する建築物への改修を促進する、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が公布された。

その後も、新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）、福岡県西方沖地震（平成 17 年３月）、東日本大震災（平成 23 年３月）、熊本地震（平成 28 年４月）など、近年、各地で大規模な地震が発生し、住宅・建築物の倒壊などの被害を受けており、日本国内においては、いつどこで地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

このため、平成 17 年９月には中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、建築物の耐震改修の促進は全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」として位置付けられた。また、平成 25 年には、住宅・建築物の地震に対する安全性の一層の向上を図るため、耐震改修促進法が改正され、耐震化の促進に向けた取り組みが強化されたところである。

本計画は、このような背景を受け、平成 22 年に策定した「世羅町耐震改修促進計画」について、本町における耐震化の状況を踏まえて改定を行うもので、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的とするものである。

第２節　計画の目的と位置付け等

１　計画の目的

「世羅町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）は、大地震発生時における建築物の倒壊等による被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、旧耐震基準の建築物の耐震診断や新耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を計画的に進めるための基本的な枠組みとして策定するものである。

２　計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第６条第１項に規定される「市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画」として策定する。

また、本計画は、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を受けるとともに、「広島県耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）及び「世羅町地域防災計画」との整合を図りながら策定する。

■ 世羅町耐震改修促進計画の位置付け ■

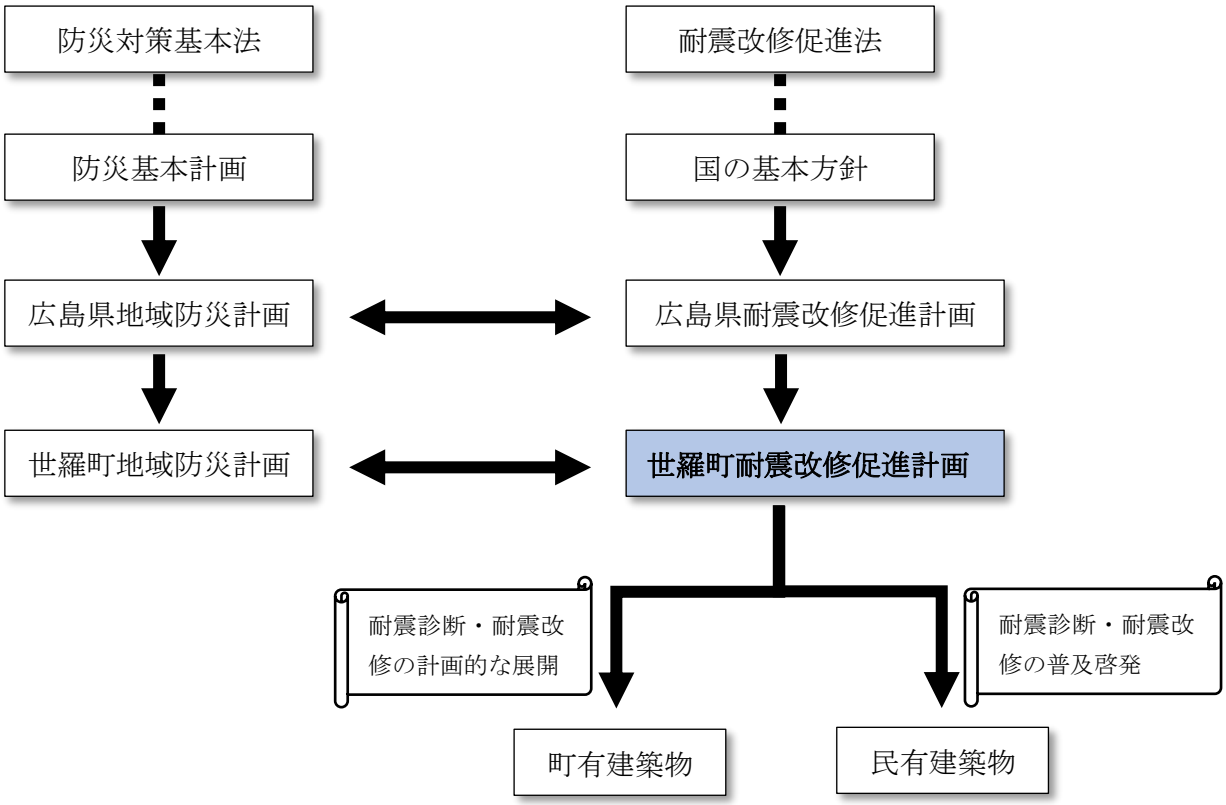

第３節　計画期間と対象建築物

1　計画期間

国の基本方針及び県計画の計画期間を鑑み、本計画の計画期間を令和４年度から令和 13 年度までの 10 箇年とする。

なお、本計画は必要に応じて見直しを行うものとする。

2　対象建築物

本計画の対象とする建築物は、本町内の既存建築物全てを対象とする。

ただし、耐震化の目標を設定する建築物は、国の基準に準じ、つぎの建築物とする。

①　住宅

②　町有及び民間所有の「多数の者が利用する建築物」

ここで、「多数の者が利用する建築物」とは、次ページに示す、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」で定めるものであって、同政令で定める規模以上（表中欄「特定既存耐震不適格建築物の要件」参照）のものをいう。

■ 特定既存耐震不適格建築物に該当する規模要件一覧表（多数の者が利用する建築物） ■

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる耐震不適格建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは養護学校	階数２以上かつ 1,000 ㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数２以上かつ、1,500 ㎡以上 ※屋内運動場の面積含む
	上記以外の学校	階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	－
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数１以上かつ 1,000 ㎡以上	階数１以上かつ 2,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			－
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			－
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数２以上かつ 1,000 ㎡以上	階数２以上かつ 2,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所		階数２以上かつ 500 ㎡以上	階数２以上かつ 750 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数３以上かつ 1,000 ㎡以上	階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			－
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数３以上かつ 2,000 ㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物	500 ㎡以上
地震により倒壊し、道路を閉塞させる恐れのある建築物		耐震改修促進計画で指定する道路の沿道建築物であって、全面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m以下の場合は６m超）	左に同じ

注：指示対象とは、耐震改修促進法第 12 条第２項に基づき、所管行政庁が指示を行うことができる建築物をいう。

第２章　耐震診断及び耐震改修の現状と目標

第１節　世羅町の建築物立地特性

１　世羅町の人口・世帯数の変化

本町の令和２年現在の人口は 15,143 人、世帯数は 6,105 世帯となっている。
人口は経年的に減少傾向であり、対昭和 60 年比 68%となっている。

■　人口世帯数の推移　■

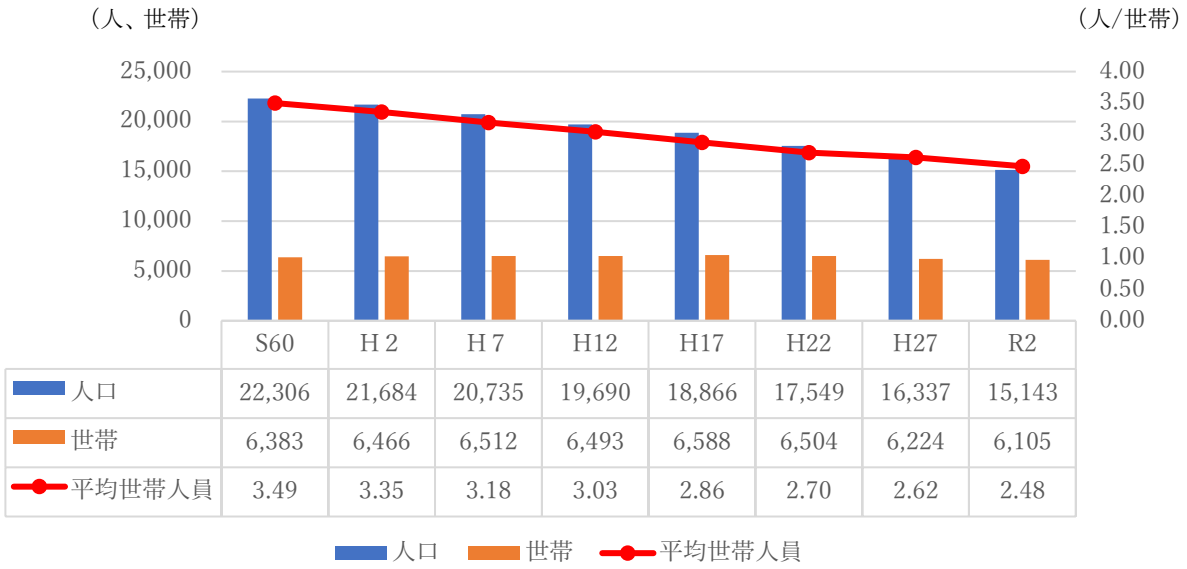

	S60	H２	H７	H12	H17	H22	H27	R2
人口	22,306	21,684	20,735	19,690	18,866	17,549	16,337	15,143
世帯	6,383	6,466	6,512	6,493	6,588	6,504	6,224	6,105
平均世帯人員	3.49	3.35	3.18	3.03	2.86	2.70	2.62	2.48

資料：国勢調査、R2 数値は広島県による速報値

２　建築時期別住宅数

平成 20 年住宅・土地統計をもとに本町の住宅の建築物数をみると、総数は 5,580 戸、うち木造は 4,670 戸で木造割合は 80%を超えている。
建築時期別では、昭和 55 年以前に建築されたものが約半数を占めている。

■　建築時期別・構造別　住宅数　■

	総数	うち木造	木造割合
住宅総数	5,580 戸	4,670 戸	83.7%
昭和 45 年以前	1,560 戸	1,550 戸	99.4%
昭和 46 年から昭和 55 年	950 戸	860 戸	90.5%
昭和 56 年～平成２年	630 戸	620 戸	98.4%
平成３年～平成 12 年	890 戸	660 戸	74.2%
平成 13 年～平成 22 年	660 戸	540 戸	81.8%
平成 23 年～平成 27 年	530 戸	150 戸	28.3%
平成 28 年～平成 30 年	150 戸	110 戸	73.3%
建築時期不詳	210 戸	180 戸	85.7%

資料：平成 30 年住宅・土地統計

第２節　想定される地震の規模、被害の状況

1　想定される地震の規模

広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）では、下表に示すように、「震源断層を特定した 11 の地震」と「どこでも起こりうる直下の地震」について地震被害想定を実施している。

■　想定地震の諸元　■

想定地震	地震タイプ	長さ（km）	幅（km）	マグニチュード	今後 30 年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	－	－	9.0	－
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	－	－	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	地殻内	約 130	20～30	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁	地殻内	約 30	不明	7.3～8.0 程度	ほぼ 0～0.3%
石鎚山脈北縁西部－伊予灘	地殻内	約 130	不明	8.0 程度もしくはそれ以上	ほぼ 0～0.3%
五日市断層	地殻内	約 20	約 25	7.0 程度	不明
己斐－広島西縁断層帯（M6.5）	地殻内	約 10	不明	6.5 程度	不明
岩国断層帯	地殻内	約 44	20 程度	7.6 程度	0.03～2%
安芸灘断層群（主部）	地殻内	約 21	不明	7.0 程度	0.1～10%
安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）	地殻内	約 37	不明	7.4 程度	不明
長者ヶ原断層－芳井断層	地殻内	約 37	－	7.4	－
どこでも起こりうる直下の地震	地殻内	－	－	6.9	－

資料：広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

※ マグニチュードは、気象庁マグニチュード。ただし，南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※ どこでも起こりうる直下の地震は、世羅町役場所在地を震源位置に仮定している。

2　想定される被害の状況

本町において被害が生じると想定されている地震及び被害状況は、つぎのとおりである。

（1）建物被害

建物被害は、「南海トラフ巨大地震」、「安芸灘～伊予灘～豊後水道」、「讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部」、「長者ヶ原断層－芳井断層」、「どこでも起こりうる直下の地震」の地震による被害が想定されている。（その他の想定地震による建物被害は「０」と想定されている。）

■ 想定地震における建物被害の想定 ■

想定地震	全　壊				半　壊				焼失棟数
	揺れ	液状化	土砂災害	合計	揺れ	液状化	土砂災害	合計	
南海トラフ巨大地震	0	107	0	107	238	286	1	525	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	0	37	0	37	60	73	1	134	0
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部	0	8	0	8	0	17	0	17	0
長者ヶ原断層－芳井断層	7	23	0	31	220	49	1	270	0
どこでも起こりうる直下の地震	755	42	1	797	3,155	82	2	3,239	0

資料：広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

※ 想定シーンは、被害が最大となる冬、深夜、風速11m/秒を想定している。

※ どこでも起こりうる直下の地震は、世羅町役場所在地を震源位置に仮定している。

※ 小数点の四捨五入により合計が合わないことがある。

（2）人的被害

人的被害は、「南海トラフ巨大地震」、「安芸灘～伊予灘～豊後水道」、「長者ヶ原断層－芳井断層」、「どこでも起こりうる直下の地震」による被害が想定されている。（その他の想定地震による建物被害は「０」と想定されている。）

■ 想定地震における人的被害の想定 ■

想定地震	死　者					負傷者					要救助者（揺れによる）
	建物倒壊	土砂災害	火災	ﾌﾞﾛｯｸ塀等倒壊	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ﾌﾞﾛｯｸ塀等倒壊	合計	
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	0	40	0	0	0	40	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	0	0	0	0	0	10	0	0	0	10	0
長者ヶ原断層－芳井断層	0	0	0	0	0	38	0	0	0	38	1
どこでも起こりうる直下の地震	49	0	0	0	49	656	0	0	0	656	59

資料：広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

※ 想定シーンは、被害が最大となる冬、深夜、風速11m/秒を想定している。

※ どこでも起こりうる直下の地震は、世羅町役場所在地を震源位置に仮定している。

※ 小数点の四捨五入により合計が合わないことがある。

■　想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）　■

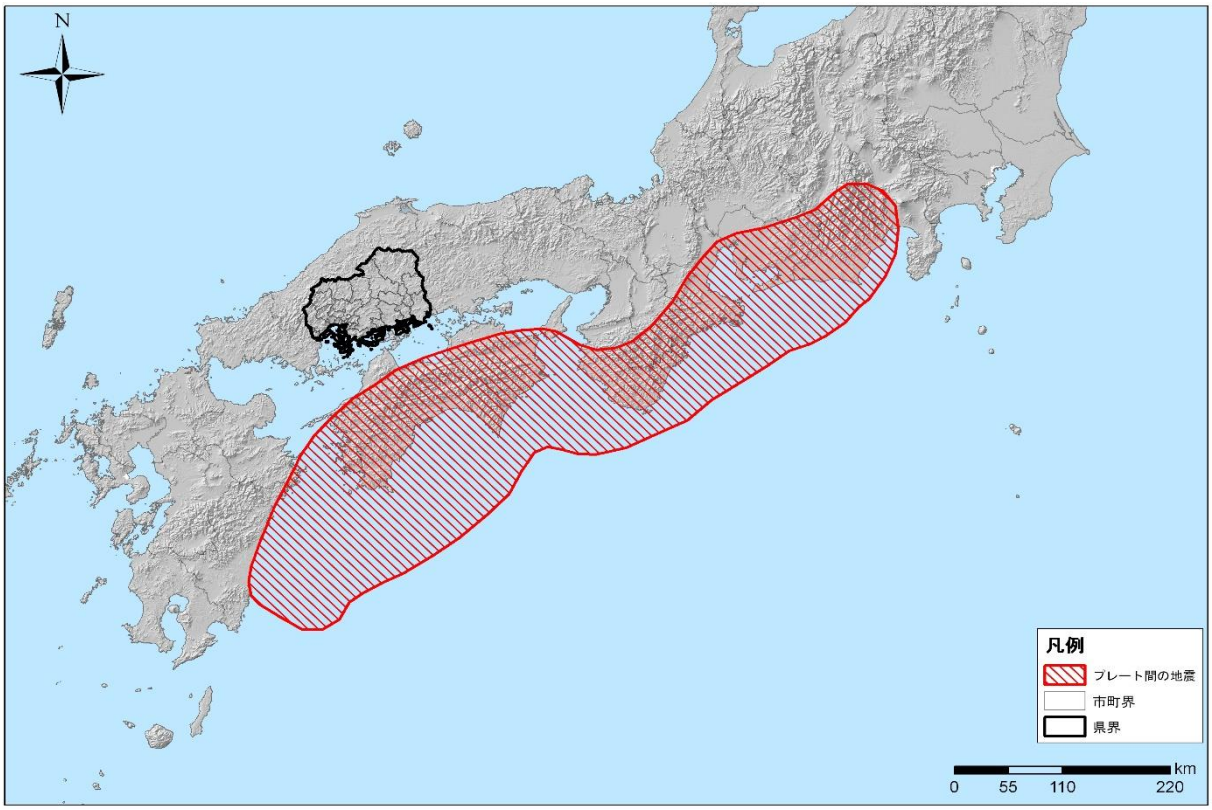

資料：内閣府（2012）南海トラフの巨大地震モデル検討会資料
広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

■　想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）　■

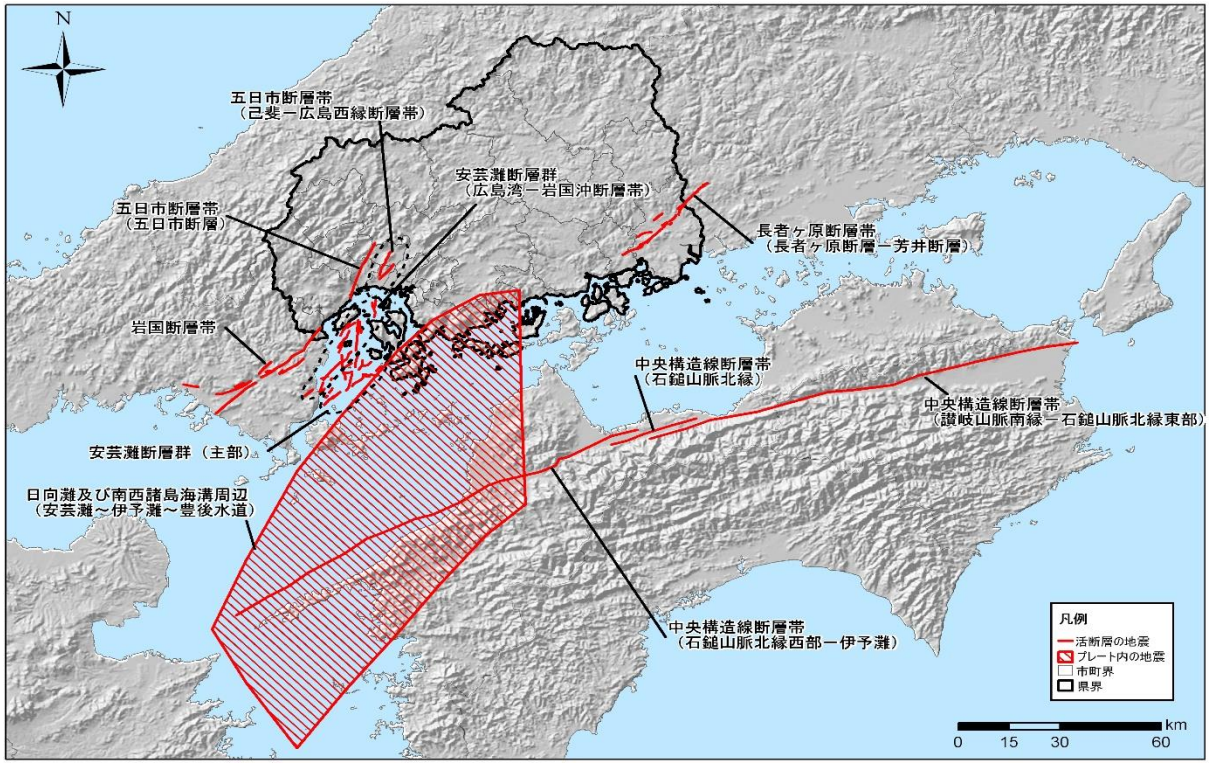

資料：活断層研究会（1991）新編日本の活断層、東京大学出版会
広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

■ 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震） ■

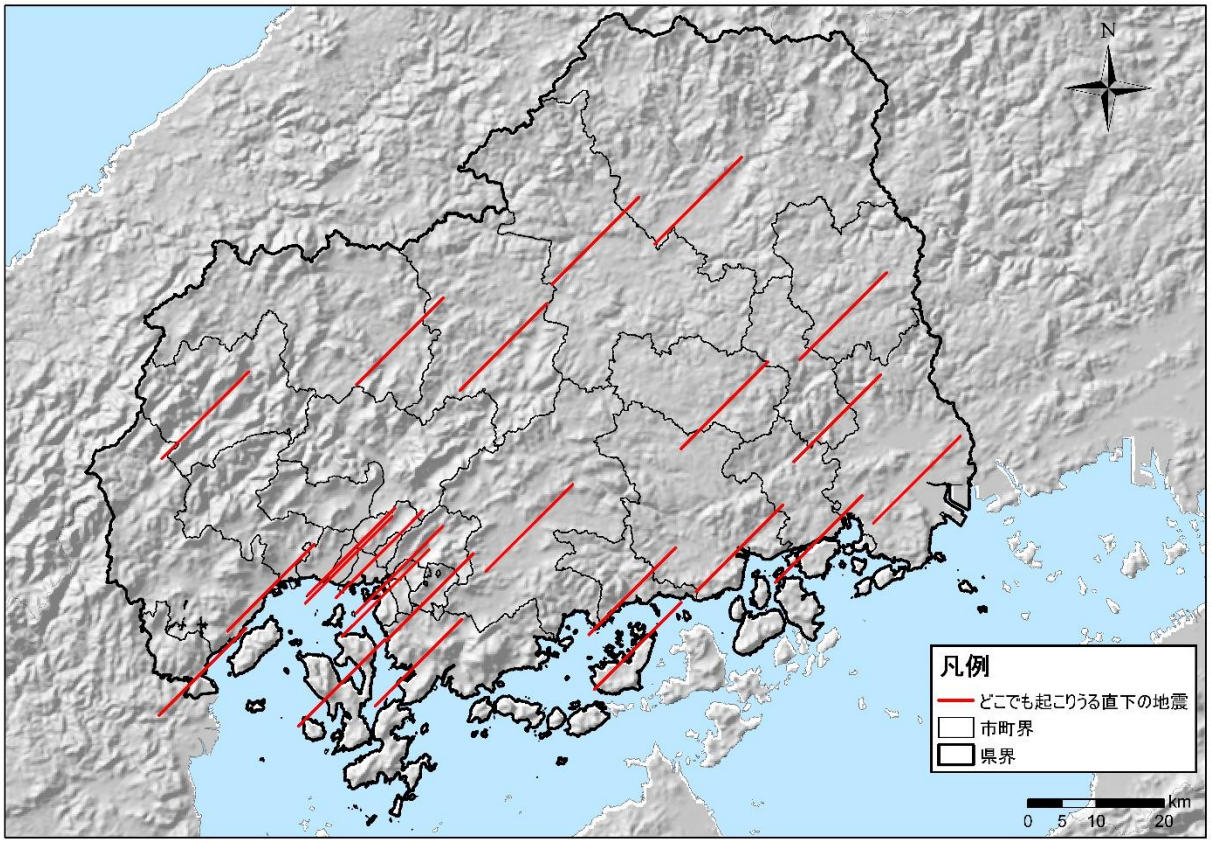

資料：広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

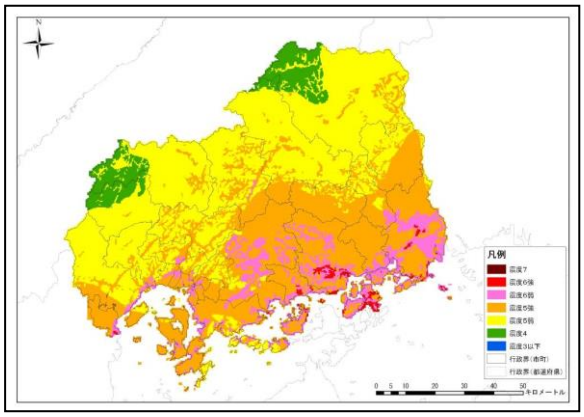

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

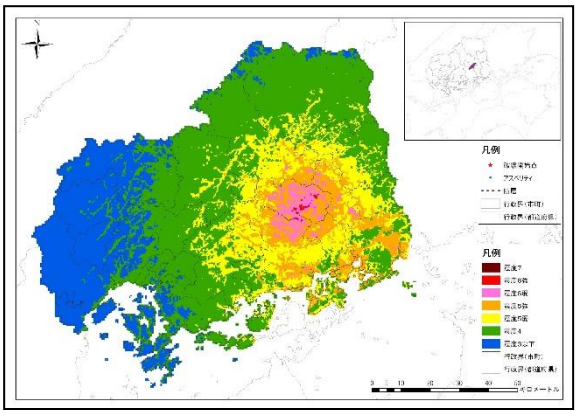

世羅町直下地震

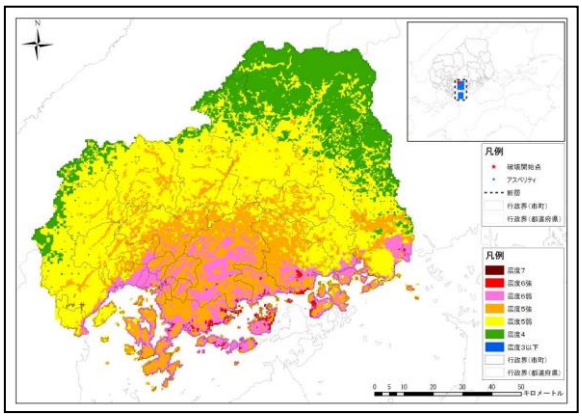

安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震
（北から破壊）

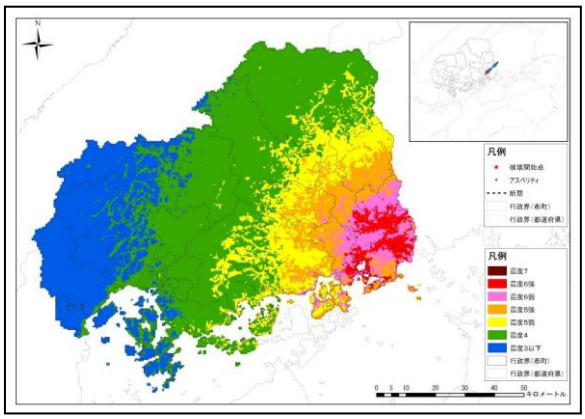

長者ヶ原断層－芳井断層の地震（西から破壊）

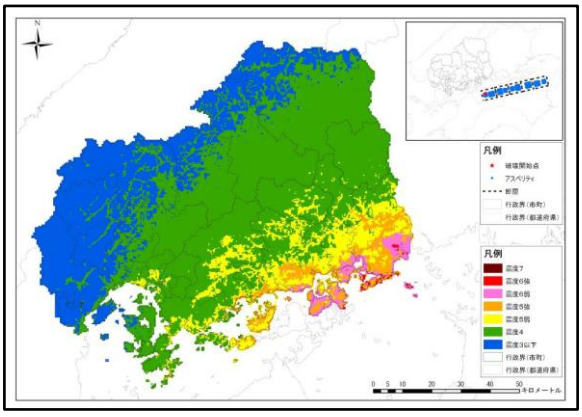

讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
（西から破壊）

資料：広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）

第３節　耐震化の現状と目標

１　耐震化の現状

（１）住宅

本町における居住のある住宅戸数は全体で約 5,580 戸である。

建築時期別住宅数を推計すると、昭和 56 年以降の新耐震基準に基づいて建築された住宅が約 2,970 戸（約 53.3%）、それ以前に建築された住宅が約 2,600 戸（約 46.7%）と見込まれる。

昭和 55 年以前に建築された住宅のうち、耐震性のある住宅数を国の示す推計方法に準じて推計すると約 2,060 戸となり、耐震性を有している住宅は合わせて約 5,030 戸、耐震化率は約 90.3%と推定される。

（２）多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の総数は、33 棟である。

このうち、新耐震基準に基づいて建築された建築物は 29 棟、新耐震基準以前の建築物のうち、耐震性のある建築物は２棟である。

このことから、多数の者が利用する建築物のうち、耐震性を有している建築物は 31 棟、耐震化率は 93.9%となる。

■　耐震化率の現状　■

区　分	新耐震基準以前の建築物		新耐震基準以降の建　築　物	合　計		
		うち、耐震性のある建築物			うち、耐震性のある建築物	耐震化率
住　　宅	2,603 戸	2,059 戸	2,977 戸	5,580 戸	5,036 戸	90.3 %
多数の者が利用する建築物	４棟	２棟	29 棟	33 棟	31 棟	93.9 %

※　住宅数は、住宅・土地統計による数値、多数の者が利用する建築物は、固定資産台帳を用いて推計した。

※　耐震化率は、令和２年５月国土交通省住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会による推計方法により推計した。

※　新耐震基準以前の多数の者が利用する建築物のうち、耐震性のある建築物数は、広島県耐震改修促進計画における現状耐震化率より推計した。

（３）町有施設

本町の町有施設は 295 棟である。

このうち、新耐震基準に基づいて建築された建築物は 250 棟、新耐震基準以前の建築物のうち、耐震改修を実施した建築物は９棟である。

このことから、多数の者が利用する建築物のうち、耐震性を有している建築物は 259 棟、耐震化率は 87.8%となる。

2　耐震化の目標設定

国においては、平成 30 年度に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改定され、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化について、令和２年度までに少なくとも 95%を目標とするとともに、令和７年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消することが目標とされている。

また、広島県においては、広島県耐震改修促進計画（第３期計画）において、令和７年度末の耐震化率の目標として、住宅は令和２年度末 84.5%から 92%に、多数の者が利用する建築物は令和２年度末 91.3%から 96%に高めることが掲げられている。

本町における耐震化の目標は、現状の住宅の耐震化率が 90.3%、多数の者が利用する建築物の耐震化が 93.9%となっており、住宅の現状耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率は県の現況値よりやや高い値となっている。

このような中、本町では、住宅及び多数の者が利用する建築物等の目標耐震化率を次のように設定する。

（1）住宅

広島県が掲げる耐震化率の目標をもとに、令和 13 年度までに、住宅の耐震化率を 97.2%とすることを目標とする。

目標を達成させるためには、昭和 56 年以前に建築された住宅の耐震診断を促進するとともに、令和 13 年度までに 178 戸の耐震改修を行う必要がある。

（2）多数の者が利用する建築物

広島県が掲げる耐震化率の目標をもとに、令和 13 年度までに、多数の者が利用する建築物の耐震化を 100%とすることを目標とする。

■　住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標　■

区　分	現　　状（令和３年度末）			令和４年度～令和 13 年度の変化			目　　標（令和 13 年度末）		
	総数	耐震性あり	耐震化率	滅失等	新築	耐震改修	総数	耐震性あり	耐震化率
住　宅	5,580 戸	5,036 戸	90.3%	210 戸	270 戸	178 戸	5,640 戸	5,484 戸	97.2%
多数の者が利用する建築物	33 棟	31 棟	93.9%	1 棟	－	1 棟	32 棟	32 棟	100%

※　滅失家屋数は平成 30 年度～令和２年度の３年間における建築リサイクル届出数より推計した。

※　新築家屋数は広島県の新設住宅着工戸数資料より推計した。

※　多数の者が利用する建築物は、固定資産台帳より推計した。

（3）町有施設

広島県が掲げる耐震化率の目標をもとに、令和 13 年度までに、町有施設の耐震化を 100％とすることを目標とする。

目標を達成するためには、耐震性のない施設の用途等を考慮し、計画的な耐震改修または建替えなどの必要な措置を講じる必要がある。

■　町有施設の耐震化の現状と目標　■

	合計	耐震性有	耐震性無	耐震化率
現　状	295 棟	259 棟	36 棟	87.8％
目　標	260 棟	260 棟	－	100％

※　世羅町公共施設等総合管理計画による目標数値より推計した。

第３章　耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

第１節　基本的な取り組み方針

建物の所有者が自らの責任においてその安全性を確保することが、建物の防災対策上重要であるという基本的な認識に基づき、本町は広島県、建築関係団体等及び建築所有者等と連携しつつ、耐震化の促進のために、つぎの事項の実施に努める。

１　県の役割

（１）耐震改修促進計画の策定

ア．県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、広島県耐震改修促進計画を策定し、必要に応じて見直しする。

イ．県内市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等を促進する。

ウ．所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物の所有者等に行う耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の方針を定める。

（２）耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取り組み

ア．所管行政庁として、大規模建築物の公表した取り組み状況（耐震改修の予定等）を適宜更新する。

イ．耐震性が不足している大規模建築物の所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の実施を進める。

ウ．耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の公表した耐震化の取り組み状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を適宜更新する。

エ．広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の取り組み状況（耐震診断結果や耐震改修の予定等）を公表し、適宜更新する。

オ．広域緊急輸送道路沿道建築物に耐震診断を義務付けた期限（令和３年３月 31 日）までにその結果を報告しない所有者に対し、耐震改修促進法に基づく命令等の実施を進める。

カ．耐震性が不足している広域緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、耐震化に向けた指導に取り組む。

（３）住宅の耐震化に向けた重点的取り組み

ア．持続可能なまちづくりの観点を踏まえた市町への耐震改修等の支援制度を創設する。

イ．耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度（平成 30 年に創設された「総合支援メニュー」）の導入に必要な、戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取り組みを規定するアクションプログラムの策定とその取り組みの実施について、市町を支援する。

（４）建築物及び住宅の所有者への意識啓発

市町及び建築関係団体等と連携し、相談窓口の設置やセミナーの開催等を通した耐震化のための情報提供などにより、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。

（５）相談体制の整備や情報提供の充実

安心して耐震診断・改修が行える環境を整備するため、耐震診断・改修の相談体制の整備やセミナーの開催、耐震診断・改修や地震防災の情報提供の充実を図るなど総合的な地震防災対策を実施する。

（６）関係団体との連携による普及啓発

市町及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。

（７）耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

ア．耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。

イ．特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導、指示等を行う。

ウ．特定既存耐震不適格建築物の把握、台帳整備、耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。

２　町の役割

（１）耐震改修促進計画の策定

本町の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、世羅町耐震改修促進計画を策定し、適切の更新等する。

（２）耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取り組み

ア．町有の大規模建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。

イ．町有の防災業務等の中心となる建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。

ウ．町有の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。

エ．民間の大規模建築物の耐震改修への支援制度の継続または創設を、所有者の個別事情に応じて対応する。

オ．民間の広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度の継続または創設を進める。

（３）住宅の耐震化に向けた重点的取り組み

ア．持続可能なまちづくりの観点を踏まえながら、町内全域を対象とした耐震改修等への支援制度について、住民がより使いやすい制度への改善または創設を進める。

イ．耐震化に向け効果的な支援につながる国の補助制度（平成 30 年に創設された「総合支援メニュー」）の導入し、導入にあたり必要となる戸別訪問等による直接的な働きかけ等の取り組みを規定するアクションプログラムの策定とその取り組みの実施を進める。

（４）建築物及び住宅の所有者への意識啓発

県及び建築関係団体と連携し、相談窓口の設置やセミナーの開催等により耐震化のための情報提供を行い、所有者の耐震化に向けた意識啓発に取り組む。

（5）地震防災マップの作成や相談体制の整備等の充実

ア．地震防災マップの作成、地震防災に関するセミナーや講習会の開催など情報提供の充実を図る。

イ．耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。

（6）県及び関係団体との連携による普及啓発

県及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。

（7）耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

ア．町有建築物の耐震診断・耐震改修を計画的に進める。

イ．建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を進める。創設済の支援制度については、住民がより使いやすい制度への改善を進める。

3　建築関係団体等の役割

県、市町と連携し、建築物の耐震化の取り組みを推進する。

（1）耐震診断・改修の相談窓口を設ける。

（2）耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発を行う。

（3）耐震診断・改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努める。

（4）耐震改修の工法開発に努める。

4　建物所有者等

所有する建築物の耐震性を把握し、地震被害の最小化を図るため、安全性を確保するよう努める。

（1）ひとりひとりが地震発生の危険性や、その予測される程度などを正しく知り、また普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくよう努める。

（2）所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

（3）総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止対策を行うように努める。

（4）地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策を実施するように努める。

5　地震発生時に通行を確保すべき道路等に関する事項

（1）多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物の概要

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（交通障害建築物）とは、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れのある建築物をいう。

（２）地震発生時に通行を確保すべき道路の指定

ア．沿線建築物の耐震診断等を義務付ける道路

県計画においては、耐震改修促進法第５条第３項第二号の規定に基づき、「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年６月）に定める広域緊急輸送道路のうち、市町の区域を越えて広域的な災害支援に資する道路を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、当該道路に敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）の所有者に耐震診断の実施及び耐震診断結果の報告を義務付けている。

本町においては、中国横断自動車道尾道松江線、国道 184 号及び国道 432 号が指定された道路に該当し、沿道に耐震診断等の義務付け対象となる建築物が２棟あるが、耐震改修済及び耐震診断対象外となっている。

イ．沿線建築物の耐震診断等の促進を図ることが必要な道路

県計画においては、耐震改修促進法第５条第３項第三号の規定に基づき、「広島県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定める第１次～第３次の緊急輸送道路を大規模地震時に通行を確保すべき道路として指定し、地震により倒壊し、道路を閉塞させるおそれのある建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）について、耐震診断及び耐震改修の促進を図ることとしている。

■　通行障害建築物の概要　■

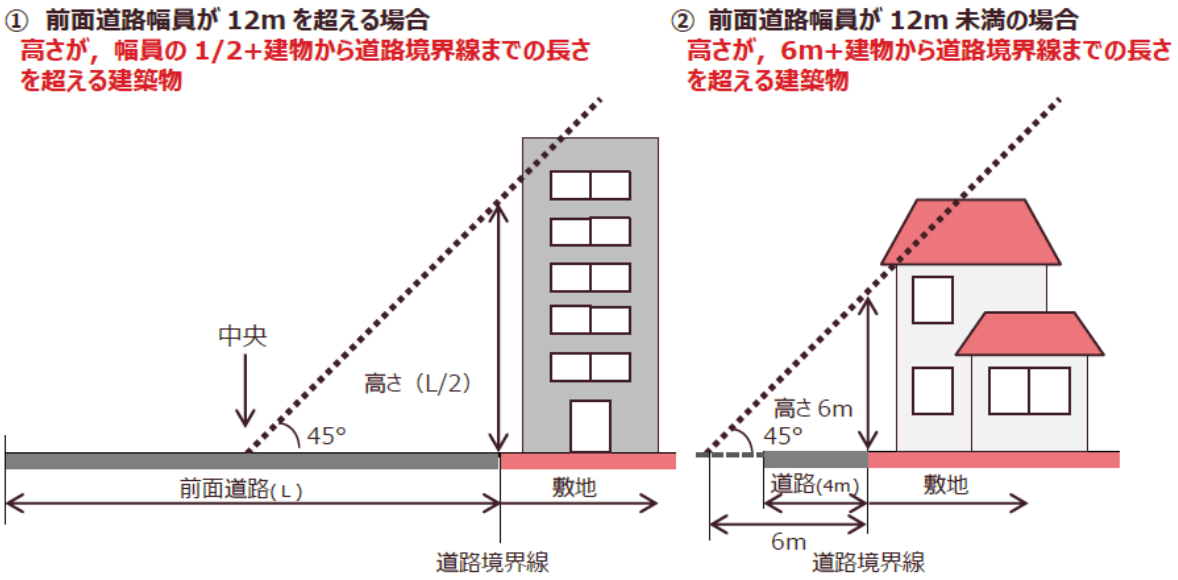

※資料：広島県耐震改修促進計画【第３期計画】

■　世羅町内　緊急輸送道路　■

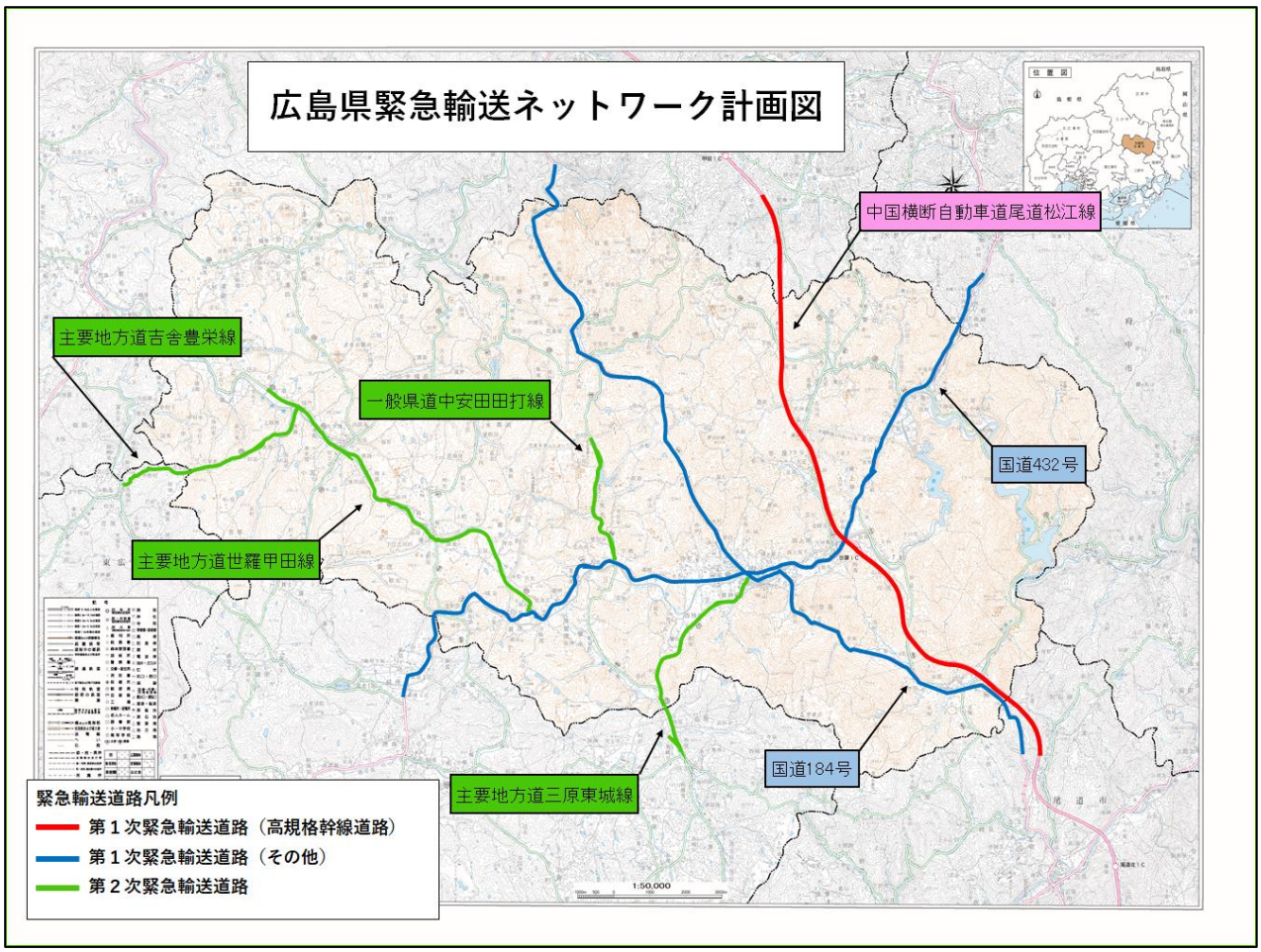
広島県緊急輸送ネットワーク計画図
中国横断自動車道尾道松江線
主要地方道吉舎豊栄線
一般県道中安田田打線
国道432号
主要地方道世羅甲田線
国道184号
主要地方道三原東城線
緊急輸送道路凡例
第１次緊急輸送道路（高規格幹線道路）
第１次緊急輸送道路（その他）
第２次緊急輸送道路

第２節　耐震診断及び耐震の促進を図るための施策

１　税制や融資制度の活用促進

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であり、このような所有者等が自ら行う取り組みについて、本町としてもできる限り支援を行う。

このため、住宅ローン減税や耐震改修促進税制などの耐震診断・耐震改修に関する税制・融資制度の周知に努める。

２　耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及

（１）地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題及び地域の問題として意識することができるように、被害想定調査結果等を活用して、安全なまちづくりの観点から地震防災マップの作成に努めるものとし、作成したときは速やかに公表するものとする。

■　参考　地震防災マップ　■

起こりうる地震のリスクを住民に周知する手段として，被害想定によって示された地域の被害状況を示したマップは有効であり、建物倒壊による犠牲者が多く出る可能性の高い地域や火災延焼の被害が大きいと予想されるエリアがこれにより一定程度認知されることは重要である。

こうしたハザードマップについては，目的に応じたマップの作成，活用が必要となるが，住宅等の耐震化促進をねらいとした住宅所有者等の防災意識の高揚にあたっては，身近な地域レベルでの揺れの強さに着目した危険度を示すマップが効果的である。

１．揺れやすさマップ

地震が発生した場合にはまず、各地の揺れの強さ（震度）が情報として気象庁から発表されます。

この震度は被害と密接に関わることから、予め住民に対して震度についての情報を提供することによって住民の防災意識の高揚が図れるものと考えられます。さらに、自らの居住地をマップにおいて明確に認識できることで、地震時の危険性を実感することができます。

図表 9　地震揺れやすさマップ（愛知県岡崎市でのケーススタディ例）

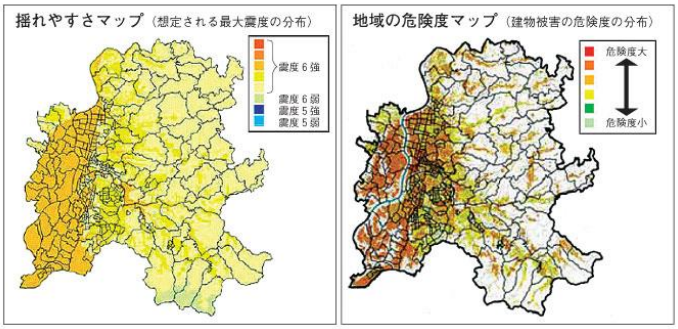

ここでいう「揺れやすさマップ」とは、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したものです。

２．地域の危険度マップ

「揺れやすさマップ」をもとに、建物の構造、建築年次など地域の社会的なデータを併せることにより、引き起こされる被害に関する検討を行うことが可能となります。その結果をまとめて、被害に関する地図として住民に示すことによって、地震による危険をさらに身近に感じてもらい、防災意識を高揚することに役立つと考えられます。

地震被害は、建物被害、人的被害、液状化被害、斜面崩壊被害等の様々な種類のものが考えられますが、今回のケーススタディにおける「地域の危険度マップ」では、住宅等の耐震化促進のために住民に提供する情報として、直接的で住民にわかりやすく、火災被害、人的被害等とも関係が深い建物被害に着目し、これを地図に示しています。

資料：内閣府　防災情報のページ、地震防災マップ作成のすすめ

（2）相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、ホームページ等による情報提供を行うとともに、耐震相談窓口を設け、建物所有者に対し、耐震診断・改修に関する普及を行う。また、地震防災についても情報提供を行う。

耐震相談窓口では、県と連携して、以下に示す事項に関する情報提供の充実が図れるよう体制の整備を進める。

【耐震相談窓口での情報提供の内容】

・自己による簡単な診断方法
・耐震診断の概要や診断を受ける方法
・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
・耐震改修の工法の紹介
・耐震診断・改修に関する支援制度
・耐震改修に関する住宅金融支援機構等の融資制度
・耐震改修促進税制
・耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
・耐震改修にあわせたリフォームの方法
・地震防災に関する情報
・安全なブロック塀構造の方法や危険なブロック塀の撤去等の支援制度

3　パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

（1）パンフレットの作成・配布

住宅・建築物の所有者に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、県と連携し、建物所有者等に対し、耐震診断・改修に関するパンフレットの配布に努める。

（2）セミナー・講習会の開催

県及び建築関係団体と連携して、建築士等による無料耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講演会を実施し、建物所有者等に対し耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発を行う。

4　リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は住宅設備リフォームやバリアフリーリフォーム等の機会を捉えて実施を促すことが効果的であり、費用面でのメリットもあるため、リフォームにあわせた耐震改修が促進されるように、県及び建築関係団体等と連携して、建物所有者等、設計者、工事施工者等に情報提供を行うように努める。

5　既存建築物の総合的な安全対策

県と連携して、住宅・建築物の耐震化のほか、つぎの安全対策の促進を推進する。

（1）ブロック塀等の安全対策

通学路等を中心とした危険箇所の点検や所有者への指導を行う。また、ブロック塀等による倒壊の危険性について意識啓発に努め、ブロック塀等の所有者の危険性解消に向けた自主的な取り組みを促す。

（2）窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策

窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を周知するとともに、設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し、落下防止対策等について普及啓発を図る。

（３）大規模空間を持つ建築物の天井の崩壊対策

不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して、天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに、正しい施工技術や補強方法の普及啓発を図り、天井の崩壊防止対策について注意喚起を行う。

（４）エレベーター及びエスカレーターの安全対策

地震時における、エレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者に対してエレベーター及びエスカレーターの地震時の被害等を周知し、地震時の安全対策について普及啓発を図る。

（５）家具の転倒防止

地震時における住宅内での死傷者の発生を防止するためには、家具の転倒防止対策を図る必要があり、家具の固定方法の普及啓発を行う。

（６）積雪、風水害等による住宅・建築物被害の防止

積雪や風水害等による建築物の被災の防止を図るため、建築防災週間や建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、住宅・建築物の所有者に対して近年の大雪や風水害等による住宅・建築物の被害等を周知し、安全性の確保を図る。

（７）被災建築物応急危険度判定制度の普及

県、建築関係団体と連携して、地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物の応急危険度判定制度の普及に努める。

第４章　その他の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

第１節　関係機関・団体等との連携

１　庁内関係課との連携

庁内関係課と連携して、地震防災に関する普及・啓発、建築物の耐震化に関する情報提供、相談窓口の設置・運営、町有施設の耐震化等を効果的かつ着実に推進する。

２　耐震改修促進計画市町調整会議との連携

県及び県内市町の建築主務課で構成される「耐震改修促進計画市町調整会議」を平成 18 年 11 月に設立している。この会議は、県と市町の耐震化率の目標設定の整合性や市町有施設の耐震化実態把握、耐震化の情報共有、事業進捗状況の把握、今後のフォローアップなど計画的な耐震改修等の促進を図ることを目的としており、計画的な耐震化の促進を図るために、連携を強化していく。

３　建築関係団体、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）等との連携

県、（公社）広島県建築士会、（一社）広島県建築士事務所協会等建築関係団体や関連する特定非営利活動法人（ＮＰＯ）等との連携を図り、耐震化に向けた普及・啓発に努める。

第２節　その他

１　地震保険の加入促進への普及・啓発

県と連携して、地震保険の保険料、補償内容、新たに創設された地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

２　計画の見直し

本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等に併せて、適宜見直す。